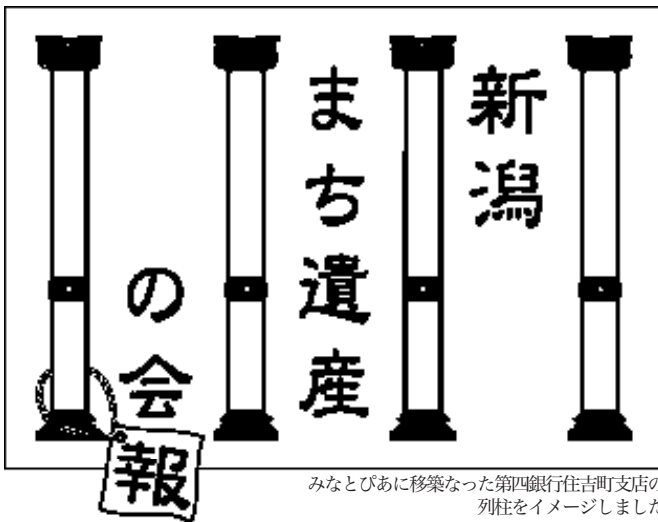


第1号 2004年9月



新潟まち遺産の会会報 第1号

2004年9月14日発行

〒951-8066 新潟市東堀前通1番町353 伊藤純一アトリエ内 E-mail: machi-isan@eat.ne.jp

TEL 025-228-2536 / FAX 025-228-2537

新潟まち遺産の会 代表 大倉 宏

<http://www.najiranet.com/niigata-machi-isan/>

新潟まち遺産の会発足会を開きました



6月26日、新潟市歴史博物館の旧第四銀行住吉町支店2階会議室を会場に、新潟まち遺産の会の発足会が、33名の参加者で開かれました。

最初に発会に到るまでの経緯として、会場となった第四銀行住吉町支店の現地保存運動と東厩島町の町屋の移築支援運動についての報告があり、今後はより幅広い視点での歴史的建造物をはじめとする「まち遺産」への啓発活動が必要との考えから、会員制による組織としての会が発足することになったと説明。ついで将来的にNPO法人化を前提とした定款、発会当初の組織につい

て説明がありました。

また初年度の活動として、会が所有する町屋の解体部材の有効活用に向けて、行政等の助力の依頼、秋の公開講座、町屋を生かした店舗マップの作成などを予定していること、次年度以降には登録文化財制度への理解の促進と、登録希望者への助言、援助なども考えていきたいことなどが報告され、初年度の世話人が紹介されました。最後に会の副代表の岡崎篤行新潟大助教授による「新潟のまち遺産と今後の展望」と題する講演がありました。下町地区に町屋などの歴史的建造物が多数残ること、近年の研究が明らかにした新潟町屋の特徴、他地域に残るまち遺産、それらを生かしたまちづくりの可能性などについて、映像を交えた分かりやすい話が好評でした。

発会式の後には同じ建物の一階のレストランを会場に、懇親会が開かれ、今後の活動について活発に意見が交わされました。(文：大倉宏、写真：野内隆裕)

◆NEWS・短信◆ 2004年9月



●村上の「町屋の人形さま巡り」誕生秘話が本に

著者の吉川美貴さんは、夫の吉川真嗣さんと共に「町屋の人形さま巡り」などの、村上のまちおこしに御活躍中です。

『町屋と人形さまの町おこし-地域活性化成功の秘訣』学芸出版社 1,600円(+税)

●登録文化財の税金が安くなります

登録文化財の優遇措置として、これまで家屋の固定

資産税減免がありました。古い家屋の評価額は低いため、実質的にはメリットがありませんでした。しかし、相続税については、家屋・土地ともに、登録文化財は3割の評価額控除となりました。

●三芳悌吉展・佐藤清三郎展に協力

『三芳悌吉絵本原画展 新潟の原風景を探る(仮題)』2004年11月6日(土)～15日(日)、みなとびあ新潟市歴史博物館にて。主催：堀割再生物語実行委員会、新潟市。協力：新潟まち遺産の会、INTA。

『昭和10年代庶民の町・新潟を描く 佐藤清三郎遺作展』2004年11月3日(水)～28日(日)、旧日本銀行新潟支店長宅にて。主催：新潟絵屋、新潟市。協力：新潟まち遺産の会、堀割再生物語実行委員会。

会報第1号は、会員以外にも募金などいただいた方々にもお送りしています。入会方法は次ページ最下段を御覧ください。

町屋ショップマップ(仮題)作成中です

新潟の下町を中心として、古い町屋を店舗などに活かしている物件を地図にするプロジェクトを始めました。

これは、新大工学部の高橋智之さん(当会会員)の卒業研究での調査がベースになっています。町屋を活用している事例を広く知ってもらうことで、頑張っている人への支援にもなり、また、そういう動きが新潟でも広がっていくことに役立つよう願っています。

当面、東は広小路、西は一番堀、南は上大川前通、北

は東中通に囲まれたエリアを対象として収集中です。作業の経過は、近いうちに当会ホームページなどで公開していく予定です。

会員の皆様へお願い： 皆様が「まち遺産」だと思えるものについて、当会まで情報をお寄せください。今回作業の地域だけでなく、広く新潟地域の情報をお待ちしております。

【緊急】町屋部材保管場所を探しています

当会の活動の原点となった、解体した町屋部材は、(株)本間組の御厚意により、同社の倉庫に保管していただいております。しかし、この度、都合により保管倉庫を解体することになりました。同社でも引き続き他の保管場所を探して下さるとのことですが、会員の皆さんで部材の保管場所に心当たりがあるかたは、是非御一報ください。

新潟まち遺産の会 連続公開講座の御案内 町並み保全型まちづくりの理念と手法

町屋、蔵、洋風建築などの歴史的建造物を活用したり、地区の歴史的環境を保全することにより、豊かな都市・地域を目指す「町並み保全型まちづくり」が、全国で盛んになっています。この公開講座では、一般市民、商店主、建設関係者、行政職員、学生など、町並み保全型まちづくりに興味のある方々を対象に、新潟の歴史的遺産の魅力や、町並み保全型まちづくりの理念、仕組み、事例などについて、わかりやすく解説します。

日時： 第一回 平成16年10月9日(土)18:30-20:00 第二回 平成16年11月20日(土)14:00-15:30

第三回 平成16年12月4日(土)18:30-20:00

定員： 会場の都合上、各回先着20名までとさせていただきます。

申し込み・問い合わせ：新潟まち遺産の会事務局

詳細は同封の案内を御覧ください



世話人会に参加してみませんか

当会を運営していく世話人会は、会員ならどなたでも参加できます。お気軽に御参加ください。毎月第2火曜日18:30から、新潟絵屋で開催しています(変更になることがありますので、御確認ください)。

なお、現在の世話人は以下のとおりです(五十音順)。

伊藤純一、上田浩子、大倉宏(代表)、岡崎篤行(副代表)、小川弘幸、越野泉、小林洋士、澤村明、高橋照子(事務局長)、千早和子、野内隆裕、長谷川順一、堀川久子、皆川袈裟雄、武藏靖之、村木薫

御意見をお寄せください

当会の会報、活動は、会員の皆様に支えられております。御感想、御批判、御意見を事務局までお寄せください。

会員には特典があります

当会では、見学会や講座などの開催、出版物の頒布などの活動を行っています。これらの参加や販売にあたって、当会の会員には優待価格の設定などの特典を設ける予定です。会員の皆様に御利用いただくだけでなく、お知らせにPRしていただけますと幸甚に存じます。

会員になるには？ 会員には、個人正会員(年会費3千円)、個人賛助会員(年会費1口 1千円)、法人賛助会員(年会費1口 1万円)の3種類があります。会費を当会の郵便振替口座(00550-2-75240「新潟まち遺産の会」)へ納入いただければ、入会となります。

町屋を見に来る人たち

先日小学六年の生徒さんから、総合学習のレポートを作成したいので取材させて下さいとの申し入れがありお会いしました。「和」というカテゴリの中で町屋や古民家といったテーマで研究すると聞き驚きながらもうれしい気持ちで一杯になりました。

その生徒さんとは私のアトリエにてお話しさせてもらったのですが、古い町屋を改修した私のアトリエを見て「私もこんなところに住みたい」と言ったことには驚きでした。私の小さい頃は、住んでいた純和風の家よりよそさまの洋風住宅にあこがれていたものですから。その後今度は高校生から取材のお話がありました。大学受験のレポートで、古い町屋をギャラリーにした「新潟絵屋」の事をまとめているとの事でした。

最近の若い子は古いものに興味を持っているのか、それとも彼女たちが大人びているのか、いずれにせよそういった若い人の存在が「まち遺産の会」での明るいニュースになった事には違いありません。

街には「まち遺産」の一つとして、古い建物を利用したショップもたくさんあります。そういった所を知ってもらい興味をもって意識してもらいたいと思い、まち遺産の会では「町屋ショップマップ(仮題)」を作るプロジェクトも動いています。

まち遺産は市民の「古き良き物を大切に」といった気持ちの大きさ多さで次世代に受け継がれる物です。

まずは古い物に興味を持ってもらい、そして大切にする気風になればいいなあとと思っています。(伊藤純一)

代表あいさつ

6月29日に新潟まち遺産の会が、組織の形を持つ、市民団体として正式に発足しました。

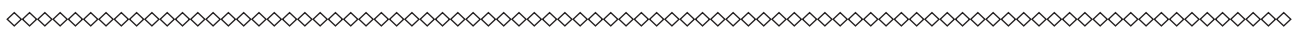
もとはと言えば、道路拡張で失われようとしていた一軒の町屋を、何とか残せないかという思いから出発した運動が、壁につきあたるなかで、生まれることになった組織です。団体とか、組織というものあまり好きでなく、いつも個人として考え、行動したいと思ってきたわがまま者の私が、その組織の初代代表をつとめるというのも不思議な気分ですが、あの町屋を残したい、という自分個人の思いを、思いや言葉だけにとどめず、現実に行おうとしたとき、同じ思いを抱く個人の結びつきとしての運動、そして組織という形が、自分のそのわがままを貫くために必要なのだと実感されてきたのだと思います。

町屋は解体されましたが、再建の道はこれから。「運動」を内部に宙づりにしたまま、組織がスタートするわけで

すが、運動と直接はつながりを持たないように見えることも、運動を一步步前進させて行くための、大切な足がかりなのだと考え、さまざまな活動に地道に取り組んでいきたいと思えます。今年度は副代表岡崎篤行さんによる公開講座、伊藤純一さん、高橋智之さんを中心とした町屋を生かした店舗マップ作成などを行います。

古いことが、美しいこと、心地よいこと、満たされることの大切な一要素だという考えは、少しずつですが、新潟の町でも広がりつつあります。当会の活動が微力ながら、そういう意識の変化への後押しとなればと願います。

会の活動へのさまざまなご意見や提案をお待ちしています。(大倉 宏)



新潟まち遺産の会 定款 全文

6月29日の発足会で承認された当会の定款です。欠席された会員もおいでですので、掲載いたします。

新潟まち遺産の会 定款

的とする。

とで正会員となる。世話人代表は正当な理由がない限り、その者の入会を認めなければならない。

第1章 総則

第2章 会員

3. 世話人代表は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、その理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(名称)

(種別及び資格)

4. 賛助会員になろうとする者は、入会申込書を提出し、別に定める会費を納入することで賛助会員となる。

第1条 この会の名称は、「新潟まち遺産の会」とする。

第4条 この会の会員は、正会員及び賛助会員の2種とする。

(会費)

(事務所)

2. 正会員は、この会の目的に賛同して入会し、活動の推進及び活動に参加する個人とする。

第6条 会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

第2条 この会の事務所は、新潟市東堀前通1番町353 伊藤純一アトリエ内に置く。

3. 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会した個人及び法人とする。

2. 会員が納入した会費及びその他の抛出金品は、その理由を問わず、これを返還を求めることはできない。

(目的)

(入会)

(会員資格の喪失)

第3条 この会は、新潟地域に残る町屋建築などの歴史的・文化的遺産が、積極的に保存、活用され、次の世代に継承されることで、歴史の感じられる新潟のまちづくりの重要なファクターとして位置付けられていくための諸活動を行うことを目

第5条 正会員の入会については、特に条件などは付さない。

2. 正会員になろうとする者は、世話人代表に入会申込書を提出し、別に定める会費を納入するこ

第7条 会員は、退会の届けを世話人代表に提出して、任意に退会することができる。

2. 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 本人が死亡したり、団体にあっては解散したとき。

(2) 退会届を提出したとき。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。

(1) この定款等に違反したとき

(2) この会の名誉を著しく傷つけ、又はこの会の目的に反する行為をしたとき

(3) 会費を2年以上滞納したとき

(抛出品の不返還)

第9条 前2条の規定により、退会又は除名された者は、既納の入会金、会費及びその他の抛出品についてはいかなる請求権も有しない。

第3章 世話人

(種別及び定数)

第10条 この会の正会員の中から、世話人数名を選出する。

2. 世話人の中から、下記の役員を互選により選出する。

(1) 世話人代表

(2) 世話人副代表

(3) 監事

(4) 事務局長

(職務)

第11条 世話人は、世話人会の構成員として、法令、定款、及び総会の議決に基づき、この会の業務を遂行する。

2. 世話人代表は、この会を代表し、その業務を統括する。

3. 世話人副代表は、世話人代表を補佐し、世話人代表に事故があるとき、又は世話人代表が欠けたときは、その職務を代行する。

4. 監事は、理事の業務執行の状況及び本会の財産の状況を監査し、業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会に報告する。

5. 事務局長は、第24条に定める事務局を統括する。

(任期)

第12条 世話人の任期は2年とする。但し再任は妨げない。

2. 世話人は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第13条 世話人が世話人としてふさわしくない行為があると認められるときは、その任期中であっても、総会の議決により解任することができる。

(報酬等)

第14条 世話人のうち、常勤又はそれに準ずる世話人は、総世話人数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

(顧問)

第15条 この会に、顧問を若干名置くことができる。

2. 顧問は、世話人会の推薦により、世話人代表が委嘱する。

3. 顧問は、重要な事項について、世話人代表の

諮問に応じ、世話人会に出席して意見を述べることができる。

第4章 会議

(種類及び開催)

第16条 会議は総会及び世話人会とする

2. 総会は、通常総会と臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開催する。

3. 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 世話人会が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 正会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

4. 世話人会は、必要に応じて随時開催する。

(構成)

第17条 総会は、正会員をもって構成する。

2. 世話人会は、世話人をもって構成する。

(招集)

第18条 会議は、世話人代表が招集する。

(会議の機能)

第19条 総会は、この会の運営に関する次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更

(5) 事業報告及び収支決算

(6) 世話人の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 事務局の組織及び運営

(9) その他の法人の運営に関する重要事項

2. 世話人会は、この定款に規定する事項のほか、次の事項の機能を有する。

(1) 総会で議決した事項の執行に関すること

(2) 総会に付議する事項

(3) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(議長)

第20条 総会及び世話人会の議長は、世話人代表がこれにあたる。

(議決)

第21条 議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2. 各正会員の表決権は、平等なものとする。

3. やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

4. 総会に議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第22条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数、出席者数(書面表決者又は表決委任者)にあっては、その数を付記すること

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

第5章 運営組織

(部会等)

第23条 この会は、事業の円滑な運営を図るため、世話人会の議決を経て、部会等の運営組織を置くことができる。

2. 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必

要な事項は世話人会の議決を経て細則を定める。(事務局)

第24条 この会は、その運営及び活動において、その事務作業を円滑に処理するための事務局を設け、事務局長並びに必要な職員を置く。

2. 事務局の組織及び運営に関する必要事項は、世話人会の議決を経て世話人代表が別に定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第25条 この会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された財産

(2) 会費

(3) 寄附金品

(4) 事業に伴う収入

(5) 財産から生じる収入

(6) その他の収入

(資産の管理)

第26条 この会の資産は、世話人代表が管理し、その方法は総会の議決を経て、世話人代表が別に定める。

(経費の支弁)

第27条 この会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第28条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

(事業報告及び予算)

第29条 この会の事業報告書及び収支決算書類は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、年度末資産目録とともに監事の監査を受け、総会の議決を得なければならない。

2. 決算上で剰余金を生じたときは、次年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第30条 この定款は、総会において出席した正会員の過半数の同意を得なければ変更することができない。

(附則)

第1条 この定款に定めるもののほか、この会の運営に必要な細則は世話人会の議決を経て、世話人代表が別に定める。

(1) この定款は、2004年6月26日から施行する。

(2) この会の設立当初の世話人は、次に掲げる者とし、その任期は、第13条1項の規定に関わらず、成立の日から最初の通常総会までとする。

(3) この会の設立当初の事業年度は、第29条の規定にかかわらず、定款施行の日から2005年3月31日までとする。

(4) この会の設立当初の会費は、第6条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1年あたり)

1. 個人正会員(3千円)

2. 個人賛助会員(1口 1千円)

3. 法人賛助会員(1口 1万円)

(別表) 設立当初の世話人(敬称略)

伊藤純一 上田浩子 大倉宏(代表) 岡崎篤行(副代表) 小川弘幸 越野泉 小林洋士 澤村明(監事)

高橋照子(事務局長) 千早和子 野内隆裕

長谷川順一 皆川製斐雄 武藏靖之 村木 薫